目 次

第1	章 計画策定の考え方
第1 2 3 4 5 6	章 計画策定の考え方 計画策定の趣旨 1 自殺対策の基本方針 2 計画の位置付け 4 計画の期間 4 計画の数値目標 4 推進体制と進行管理 6
第2	章 自殺の現状
1 2 3	全国····································
第3	章 いのちの支援なごやプランにおける取り組み
第3 1 2	章 いのちの支援なごやプランにおける取り組み基本施策の3つの視点17施策の展開17(1) 自殺の予防18① 市民への啓発と周知19② ライフステージに応じた支援21・児童・生徒21・大学生等の学生24・様々な困難を抱える子ども・若者26・勤労者26・近産婦28・高齢者29③ 生きることの促進要因を増やす取り組み30

(2)	リスク要因を抱えた万への支援	35
	• 精神疾患患者 ···································	35
	• 自殺未遂者 ····································	37
	・慢性疾患等の重篤患者	38
	生活困窮者 ····································	39
		40
		41
		42
		43
	複合的に重なるリスク要因	45
(3)自	死遺族に対する支援	46
炉		
·祁冊		
いのち	の支援関連施策	50
自殺対	策に関する市民アンケート調査結果の概要	68
自殺対	策に関する市民アンケートの集計結果	70
		81
		85
		87
		88
自殺総	合対策大綱 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	92
悩みご	とに関する相談窓口一覧	118
	編 い自殺殺の領域 自殺対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対	 ・精神疾患患者 ・自殺未遂者 ・慢性疾患等の重篤患者 ・生活困窮者 ・多重債務者 ・DV 被害者 ・児童虐待被害者 ・犯罪被害者等 ・災害被災者 ・複合的に重なるリスク要因 (3) 自死遺族に対する支援

- 注1: 平成31(2019)年5月に改元が予定されていますが、本計画ではわかりやすい 表記とするため、平成31(2019)年度以降も「平成」を使用しています。
- 注2:本計画に記載している担当部局の名称は、平成30(2018)年4月1日時点の名称で表示しています。